

UPR勧告を受け、死刑執行の停止を求める声明

2008年6月13日

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-13-8F

NPO法人監獄人権センター

TEL / FAX 03-3259-1558

(代表 村井 敏邦

事務局長 海渡 雄一)

2008年6月12日、国連人権理事会第8会期本会議において、日本の人権状況に関する審査報告書が採択された。しかし、この採択に先立ち、日本政府は、報告書に示された、死刑の廃止ないし執行停止を行うべきであるという勧告について、これを受け入れないという意思を明確にした。死刑を普遍的な人権の問題としてとらえ、その廃止に向けて適用を制限するのみならず、執行を停止していこうとする国際社会の意思に、まったく耳を傾けない頑なな姿勢は、強い非難を免れない。

上記審査報告書は、去る5月9日に行われた、人権理事会の第2回普遍的定期的審査(UPR)作業部会(ワーキング・グループ)における日本の人権状況に関する審査に基づき作成されたものである。この審査において、もっとも議論が集中したのが、死刑問題であった。

日本では、国際人権(自由権)規約委員会(1993年、1998年)や拷問禁止委員会(2007年)から、死刑の廃止に向けてその適用を制限し、さらには死刑の執行をすみやかに停止するようにと度重なる勧告を受けているにもかかわらず、死刑判決および死刑執行が急増している。こうした状況に、13ヶ国の国々が強い懸念を表明し、とりわけ、イギリス・ルクセンブルク・ポルトガル・アルバニア・メキシコ・スイス・イタリア・オランダ・トルコの合計9ヶ国は、死刑の廃止ないしは執行停止を明確に求めたのである。

今回の各国政府の勧告の中には「停止や廃止を視野に入れて死刑について緊急に検討すること(英国)」「死刑執行に正式な停止期間を導入することを優先事項として検討すること(アルバニア)」「死刑執行に停止期間を設けることについて再度検討すること(メキシコ)」「死刑確定者の権利擁護を保証する措置を規定している国際(人権)基準を尊重すること、死刑を徐々に制限すること、死刑対象の犯罪を減らすこと、死刑廃止を視野に入れて、死刑執行に停止を設けること(イタリア)」など、必ずしも直ちに死刑の執行停止を求めたものではなく、その「検討」を求めたものが含まれる。

しかし、日本政府は、我々は死刑の執行停止の立場に立たないとして、執行停止の勧告を受け入れなかつただけでなく、国連条約の中で死刑廃止を求めた第2選択議定書だけについて、批准の検討すらしないと明言したのである。

日本は、人権分野における国際貢献をより一層強化していくという立場から、みずから理事国に立候補し、アジア地域より選出され、作業部会における審査後の5月21日には再選されている。すなわち、日本には勧告を誠実に受け入れることを国際社会に宣言し、理事国となったのである。にもかかわらず、日本が抱える最大の人権問題ともいえる死刑制度についてのこれらの勧告を拒絶したこと、とりわけ「検討」することすら拒否したことは、日本が人権に対する基本的な理解を欠いている事実を露呈し、国際社

会における日本の地位と信用を大いに傷つけるものといえる。死刑の執行を停止することこそが国際社会において日本が名誉ある地位を占め、世界各国から尊敬されるような国となるために必須の条件となったことを日本国民は認識しなければならない。

近年、日本においては、死刑のみならず、無期懲役判決・無期懲役受刑者数がそれを上回る勢いで増加している。日本の無期懲役刑制度については法律上10年が経過した時点で仮釈放が可能であることばかりが強調されるが、恩赦によって刑の執行が免除されない限り、生涯仮釈放が取り消されて懲役に服する可能性を持っている刑罰であり、終身刑(life imprisonment)の一種である。世界中で終身刑と呼ばれている刑罰のほとんどは、やはり一定の年数が経過されれば仮釈放されることとなっているのであり、仮釈放の可能性のまったくない終身刑制度はアメリカやイギリスなどに見られる例外的な制度である。

昨年末の時点で無期刑受刑者は1670人に達し、戦後最多となった。1984年には713名であったことと比較すれば倍増である。昨年は89人の無期確定者が新たに入所したのに対し、仮釈放はわずか3人とどまり、仮釈放者の平均入所期間は初めて30年を超えている。無期刑の実態は仮釈放のほとんどない終身刑となり、厳罰化が顕著に進んでいるのである。

このような国際的、国内的な状況の下で、現在国会では「量刑制度を考える超党派の会」の提案によって、仮釈放の可能性のない終身刑制度を導入する法案の提出が秋にも予定されている。このような提案の背景の一部には、裁判員制度の導入を控えて、死刑判決の言い渡しを少しでも減らしたいという議員の方々の考え方があるとも伝えられている。

しかし、今必要なことは、犯罪に対して死刑や仮釈放のない終身刑という究極の厳罰をもってこたえることではなく、厳罰化の流れそのものを断ち切ることである。死刑制度と仮釈放の可能性のない終身刑、仮釈放のほとんどなくなった現行の無期刑、有期刑の最長期として30年という厳罰を取りそろえた刑罰制度は世界に類を見ない厳罰制度であり、仮釈放の可能性のない終身刑の導入は社会復帰を目的とした刑事拘禁制度全体を取り返しのつかないほど悪化させてしまう危険性が高い。

国際社会が日本に求めているのは、死刑の廃止の方向で、その執行を停止することなのであり、さらなる厳罰化では断じてない。仮にも仮釈放の可能性のない終身刑の導入を議論するのであれば、死刑の執行停止こそが前提とならなければならないのであり、そのような前提を欠く制度の導入には強く反対せざるを得ない。

私達は、UPR 手続において日本政府に対して死刑の執行停止を勧告した国々とも連携し、また国内外の人権諸団体と連携し、日本における死刑執行の停止を現実のものとするために、一致して行動すべきときであり、そのために一層の努力を傾けることを、ここに決意する。